

第30号 発行日 平成22年8月

日頃、地域医療連携にご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

平成22年度診療報酬改訂において、在宅療養を支援する仕組みに対する加算算定が、できるようになりました。

今回は、当室で企画立案いたしました、介護支援連携指導加算の概要について、お知らせいたします。

地域医療連携室 高山国子

## 介護支援連携指導加算とは？

患者さんの退院後の介護サービス等を見越した取り組みを評価するものです。看護師等が、ケアマネージャーと共同して、退院後の介護サービスの導入について患者さん・ご家族へ指導した場合、300点が算定できます。（2回/入院中）

## 介護支援連携指導加算の対象は？

当院に入院中で、介護保険の新規申請・区分変更が見込まれる患者さん

## 介護支援連携指導加算の算定方法は？

### 1) 初回指導

介護サービスの利用の見込みがついた段階で、当該地域で導入可能な介護サービスや介護認定の申請手続きの情報について患者さん・ご家族に指導します。

### 2) 2回目の指導

退院を前に、退院後に想定されるプランの原案や退院後の外来診療の見込み等を念頭において、患者さん・ご家族に指導します。

3) 行った指導内容について、要点を診療録に記載すると共に、患者さんやご家族に指導書を提供します。また、それを診療録に添付します。

### 算定方法の一例

高齢者の特性に応じた入院早期からの退院に関する総合評価



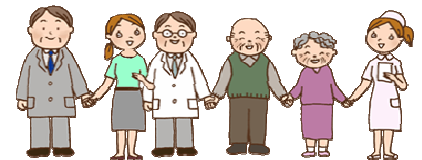
介護支援連携指導（1回目）

以前から担当していたケアマネージャーまたは、患者さん・ご家族が選択したケアマネージャーに来院要請し、介護支援連携指導を実施する



要介護認定結果の通知（区分変更等）

退院間近



退院後の介護サービス等の連携  
介護支援連携指導（2回目）

合同カンファレンスによる在宅復帰  
退院時共同指導